

★ 広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部を改正する規則（規則第三十五号）（行政管理課）

一 改正の要旨

水防法に基づく氾濫等の通報に係る事務を地方機関において行うなどのため、必要な改正を行った。

二 施行期日

- 1 2 以外の改正 令和八年五月二十八日
- 2 水防法の一部改正等に伴う改正 令和八年五月二十九日